

日本基礎老化学会 理事長選出方法に関する内規

- 1) 互選により有効投票の過半数を獲得した者を理事長とする。
- 2) 1 回目の投票で過半数獲得者がいない場合は、以下の4) に従い決選投票を行う。
決選投票では最多得票者を理事長とする。
- 3) 決選投票において同点となった場合は、理事選挙時の正会員得票数の多い方を理事長とする。正会員得票数も同数の場合は、評議員得票数に絞り、多い方を理事長とする。評議員得票数も同数の場合は、監事立会いの元で、理事長候補者同士の話し合いで決める。

4) 理事長選挙で過半数獲得者がいない場合の扱い；

1 位が 4 票の場合

- | | |
|-----------|--|
| 4 1 1 1 1 | 4 票の者を除く 2 位から 5 位の者（1、1、1、1）に投票する。
最多得票者 1 名を選出し 1 回目 4 票の者と決選投票を行う。 |
| 4 2 1 1 | 上位 2 名（4、2）による決選投票を行う。 |
| 4 2 2 | 4 票の者を除く 2 位と 3 位の者（2、2）に投票する。
最多得票者 1 名を選出し、1 回目 4 票の者と決選投票を行う。 |
| 4 3 1 | 上位 2 名（4、3）による決選投票を行う。 |
| 4 4 | 3) に準ずる。 |

1 位が 3 票の場合

- | | |
|-------------|--|
| 3 1 1 1 1 1 | 3 票の者を除く 2 位から 6 位の者（1、1、1、1、1）に投票する。
最多得票者 1 名を選出し、1 回目 3 票の者と決選投票を行う。 |
| 3 2 1 1 1 | 上位 2 名（3、2）で決選投票を行う。 |
| 3 2 2 1 | 3 票の者を除く 2 位 3 位の者（2、2）に投票する。
最多得票者 1 名を選出し、1 回目 3 票の者と決選投票を行う。 |
| 3 3 1 1 | 上位 2 名（3、3）で決選投票を行う。 |
| 3 3 2 | 上位 2 名（3、3）で決選投票を行う。 |

1 位が 2 票の場合

- | | |
|---------------|---|
| 2 1 1 1 1 1 1 | 2 票の者を除く 2 位から 7 位の者（1、1、1、1、1、1）に投票する。
最多得票者 1 名を選出し、1 回目 2 票の者と決選投票を行う。 |
| 2 2 1 1 1 1 | 上位 2 名（2、2）で決選投票を行う。 |
| 2 2 2 1 1 | 上位 3 名（2、2、2）に投票する。過半数を獲得した者を理事長とする。
過半数を獲得した者がいない場合は、上位 2 名による決選投票を行う。 |
| 2 2 2 2 | 1 位から 4 位の 4 名（2、2、2、2）に投票する。
過半数を得た者を理事長とする。
過半数を獲得した者がいない場合は、上位 2 名による決選投票を行う。
4 名に対して投票した際に再度 2、2、2、2 となった場合は、
4 名の中で、理事選挙時の正会員得票数の多い理事 2 名を選出する。正会員得票数も同数の場合は、評議員得票数の多い理事 2 名を選出し、この 2 名による決選投票を行う。 |

1 位が 1 票の場合

- | | |
|-----------------|--|
| 1 1 1 1 1 1 1 1 | 再投票を行う。再投票以降は 1 位が 4 票-2 票の場合に従い行う。
再投票においても 1 1 1 1 1 1 1 1 となった場合は、 |
|-----------------|--|

8名の中で、理事選挙時の正会員得票数の多い理事2名を選出する。正会員得票数も同数の場合は、評議員得票数の多い理事2名による決選投票を行う。

5) 決選投票の候補者選出についても4)の方法を準用する。

4) は理事8名、有効投票8票を想定してあるが、理事長候補が8名以下の場合や有効投票数が7票以下等の場合にも4)の方法を準用する。

選挙管理委員会

平成31年2月5日 施行
令和元年5月21日一部改訂